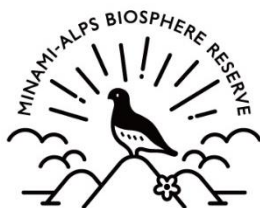


創業する方を
応援します！

MINAMI ALPS CITY



MINAMI-ALPS
BIOSPHERE RESERVE

南アルプス市で創業しませんか

— 創業支援事業 —

南アルプス市で創業した方の特典

支援の内容

①

登録免許税
の減免

⇒ 資金・税額の軽減

②

創業関連保証
の利用時特例

⇒ 6か月前から
利用可能

③

新規開業支援資金
の特例

⇒ 貸付利率の
引き下げ

④

南アルプス市商工業事業
資金利子補給に
申請可能

⇒ 借入金の補填が
できるようになる

※詳細は裏面で

創業までの流れ

セミナー参加

証明発行

特典を受ける

GOAL

■ 山梨中央銀行(224-1091)
アグリビジネススクール

■ やまなし産業支援機構(288-8400)
起業家養成セミナー

■ 商工会(280-3730)
ワンストップ相談窓口

市へ申請書の提出
南アルプス市が
「特定創業支援を
受けたことの証明
書」を発行。

上記の ① ~ ④ の特典が受けられます。

〈詳細〉

- ① 資本金 0.7%→0.35%
最低税額 15万円→7.5万円に軽減
- ② 信用保証協会の無担保・無保証の
創業関連保証の上限 1000万円→2000万円
- ③ 日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の
引き下げの対象として、同資金を利用可能
- ④ 事業に係る借入金の1%を補填 ※ 設備 200万まで(20万)
運転 200万まで(2万)

創業

《 特典 詳細 》

特典内容	詳細	対象者（市内事業者）			備考
		創業前	創業5年未満	その他条件	
①登録免許税の減免 申請先 甲府地方務局 (055-252-7151)	◆株式会社又は合同会社 資本金の0.7%→0.35%※1 ◆合名会社又は合資会社 1件につき6万円→3万円	○	○		※1 最低税額の場合、 株式会社設立は15万円→7.5万円、 合同会社設立は6万円→3万円 にそれぞれ減額されます。 本市が交付する証明書をもって、他市町村で創業・設立する場合は、登録免許税の軽減を受けることはできません。
②創業関連保証を事業開始の6か月前から利用可能 申請先 市内の金融機関	無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用可能	○※2			※2 創業しようとしている方、事業を営んでいない個人が対象です。 （別途審査を受ける必要があります。） 本市が交付する証明書をもって、他市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。
③新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ 申請先 日本政策金融公庫 甲府支店 (055-224-5361)	日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用可能	○		○※3	※3 事業開始後税務申告を2期終えていない市内の事業者 （別途審査を受ける必要があります）
④南アルプス市商工業事業資金利子補給の申請が可能 申請先 南アルプス市商工会 (055-280-3730)	南アルプス市商工会経由の事業資金に係る借入金の1%を補填 ■設備資金：2000万円まで（20万円） ■運転資金：200万円まで（2万円）	○	○		

※ 上記の特典を受けるには、南アルプス市が発行する「特定創業支援を受けたことの証明書」が必要です

なお、南アルプス市商工会やよろず支援拠点では創業に関する様々な相談を支援しています。ぜひご利用ください。

※事前にお電話にてお問い合わせの上、ご相談に行ってください。

南アルプス市商工会

〒400-0337 南アルプス市寺部 971
 TEL:055-280-3730 FAX:055-280-3731



よろず支援拠点(やまなし産業支援機構)

〒400-0863 甲府市南口町 7-20
 TEL: 055-288-8400



お問い合わせ

南アルプス市 商工振興課 商工支援担当 〒400-0395 南アルプス市小笠原 376 TEL/282-2188